

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案新
旧対照表

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）【新第二条関係】

（傍線部分は修正部分）

新第二条の規定による改正後	第一条の規定による改正後
<p>(定義)</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2～6〔略〕</p> <p>7 この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為（<u>地方公共団体が行う当該地方公共団体が発行した暗号資産の売買を</u>除く。）のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう。</p> <p>一 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換</p> <p>二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は暗号資産の管理をすること。</p> <p>四 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2～6〔略〕</p> <p>7 この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう。</p> <p>一 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換</p> <p>二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は暗号資産の管理をすること。</p> <p>四 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。</p>

<p>新第四条の規定による改正後</p>	<p>新第三条の規定による改正後</p>
<p>（適用除外有価証券）</p> <p>第三条 この章の規定は、次に掲げる有価証券については、適用しない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 電子記録移転権利（<u>地方公共団体が発行するものを除く。</u>）</p> <p>四・五 〔略〕</p>	<p>（適用除外有価証券）</p> <p>第三条 この章の規定は、次に掲げる有価証券については、適用しない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 電子記録移転権利</p> <p>四・五 〔略〕</p>

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【新第五条関係】

（傍線部分は修正部分）

新第五条の規定による改正後	現 行
<p>（暗号資産及び電子記録移転権利）</p> <p>第二百三十条の二 普通地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）及び電子記録移転権利（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。以下この条において同じ。）を発行し、並びに当該普通地方公共団体が発行した暗号資産及び電子記録移転権利を売買することができる。</p> <p>2 前項の法律には、地方財政の健全性の確保、犯罪による収益の移転防止その他普通地方公共団体による暗号資産及び電子記録移転権利の適正な発行及び売買に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>〔新設〕</p>

○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(資金決済に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二条 資金決済に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第七項中「次に掲げる行為」の下に「(地方公共団体が行う当該地方公共団体が発行した暗号資産の売買を除く。)」を加える。</p> <p>(金融商品取引法の一部改正)</p> <p>第三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第四条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第三号ロ中「電子記録移転権利」の下に「(地方公共団体が発行するものを除く。)」を加える。</p>	<p>(資金決済に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(金融商品取引法の一部改正)</p> <p>第二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

〔地方自治法の一部改正〕

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十条の次に次の一条を加える。

（暗号資産及び電子記録移転権利）

第二百三十条の二 普通地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）及び電子記録移転権利（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。以下この条において同じ。）を発行し、並びに当該普通地方公共団体が発行した暗号資産及び電子記録移転権利を売買することができる。

2 前項の法律には、地方財政の健全性の確保、犯罪による収益の移転防止その他普通地方公共団体による暗号資産及び電子記録移転権利の適正な発行及び売買に関し必要な事項を定めるものとする。

第六条～第十六条 〔略〕

附則

（施行期日）

〔新設〕

第三条～第十三条 〔略〕

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十一条の規定 公布の日

二 第二条及び第四条の規定 別に法律で定める日

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 [略]

2 [略]

3 前二項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる場合においては、その者を暗号資産交換業者（新資金決済法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。附則第五条において同じ。）とみなして、新資金決済法及び附則第二十四条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。附則第十条第三項において「新犯罪収益移転防止法」という。）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新資金決済法第六十三条の十七第一項中「第六十三条の二の登録を取り消し」とあるのは、「暗号資産管理業務（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）附則第二条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。）の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 [略]

2 [略]

3 前二項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる場合においては、その者を暗号資産交換業者（新資金決済法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。附則第五条において同じ。）とみなして、新資金決済法及び附則第二十四条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。附則第十条第三項において「新犯罪収益移転防止法」という。）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新資金決済法第六十三条の十七第一項中「第六十三条の二の登録を取り消し」とあるのは、「暗号資産管理業務（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）附則第二条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。）の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技

読替えは、政令で定める。

4
〔略〕

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行前に開始した電子記録移転権利(第三条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。))第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。附則第三十二条において同じ。)に相当するものに係る有価証券の募集又は売出し(新金融商品取引法第五条第一項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。)については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に新金融商品取引業(新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいい、第三条の規定による改正前の金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を行っている者(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第三項及び附則第十二条において同じ。))及び同法第三十三条第一項に規定する金融機関を除く。)は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分

術的読替えは、政令で定める。

4
〔略〕

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行前に開始した電子記録移転権利(第二条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。))第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。)に相当するものに係る有価証券の募集又は売出し(新金融商品取引法第五条第一項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。)については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に新金融商品取引業(新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいい、第二条の規定による改正前の金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を行っている者(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第三項及び附則第十二条において同じ。))及び同法第三十三条第一項に規定する金融機関を除く。)は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分

があったとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される金融商品取引法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行っている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱っている有価証券及びデリバティブ取引と同じ種類の有価証券及びデリバティブ取引について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

2 「略」

3 前二項の規定により新金融商品取引業を行うことができる場合においては、その者を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款、第二節（第三十六条の二を除く。）、第三節（第四十六条、第四十六条の五、第四十六条の六、第四十九条の四及び第四十九条の五を除く。）、第四節（第五十三条を除く。）及び第八節の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定並びに新犯罪収益移転防止法の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、金融商品取引法第五十二条第一項中「第二十九条の登録を取り消し」とあるのは、「新金融商品取引業（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）附則

があったとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される金融商品取引法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行っている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱っている有価証券及びデリバティブ取引と同じ種類の有価証券及びデリバティブ取引について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

2 「略」

3 前二項の規定により新金融商品取引業を行うことができる場合においては、その者を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款、第二節（第三十六条の二を除く。）、第三節（第四十六条、第四十六条の五、第四十六条の六、第四十九条の四及び第四十九条の五を除く。）、第四節（第五十三条を除く。）及び第八節の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定並びに新犯罪収益移転防止法の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、金融商品取引法第五十二条第一項中「第二十九条の登録を取り消し」とあるのは、「新金融商品取引業（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）

第十条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。)の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 [略]

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 金融商品販売業者等(第六条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律(以下この条において「新金融商品販売法」という。))第二条第三項に規定する金融商品販売業者等をいう。)が、この法律の施行前に新金融商品販売法第三条第一項に規定する重要事項に相当する事項について同項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第十六条の規定による改正後の金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第四条の規定は、施行日以後に更生手続開始の申立てがあった者により設定されている担保権の目的である財産について適用する。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二十八条 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適

附則第十条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。)の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 [略]

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 金融商品販売業者等(第三条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律(以下この条において「新金融商品販売法」という。))第二条第三項に規定する金融商品販売業者等をいう。)が、この法律の施行前に新金融商品販売法第三条第一項に規定する重要事項に相当する事項について同項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第十三条の規定による改正後の金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第四条の規定は、施行日以後に更生手続開始の申立てがあった者により設定されている担保権の目的である財産について適用する。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二十八条 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適

正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第一条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号の改正規定中「同号イ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同号ニ」とあるのは、「同号ニ」とする。

2
〔略〕

（水産業協同組合法の一部改正に伴う調整規定）

第二十九条 施行日が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日後である場合には、第八条のうち水産業協同組合法第八十七条第九項ただし書の改正規定中「第八十七条第九項ただし書」とあるのは、「第八十七条第十一項ただし書」とする。

（検討）

第三十二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等については、他の所得と区分して所得税等を課していること等を踏まえ、暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引等に係る所得に対する所得税等の課税の在り方について、暗号資産及び電子記録移転権利の取引を促進する観点か

正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十一年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第一条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号の改正規定中「同号イ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同号ニ」とあるのは、「同号ニ」とする。

2
〔略〕

（水産業協同組合法の一部改正に伴う調整規定）

第二十九条 施行日が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日後である場合には、第五条のうち水産業協同組合法第八十七条第九項ただし書の改正規定中「第八十七条第九項ただし書」とあるのは、「第八十七条第十一項ただし書」とする。

（検討）

第三十二条 〔新設〕

ら検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2| 政府は、この法律の施行後三年以内に、新金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び同条第四項に規定する有価証券の売出しに対する規制の在り方について、電子記録移転権利の取引を促進する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3| 政府は、新資金決済法第二条第七項に規定する暗号資産の管理のみを業として行う者に対する規制の在り方について、同項に規定する暗号資産交換業の利用者の利便性の向上に資する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4| 前三項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。